

## 解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

## IFRS をめぐる動向 第88回 IFRS 第4号「保険契約」ともなう IFRS 第9号「金融商品」の適用に関する審議 (2016年3月から5月の審議)

(14頁)

### 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2016年3月から5月にかけて行われた、IFRS 第4号「保険契約」ともなう IFRS 第9号「金融商品」の適用に関する議論の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### 2. 検討の必要性

そもそも、IASB は、新しい保険契約の基準書については、IFRS 第9号「金融商品」とともに2018年1月1日を発効日とすることを予定していました。しかし、審議の遅れから、IFRS 第9号「金融商品」のみ、2018年1月1日を発効日とすることになりました。その結果、2018年から数年間、新しいIFRS 第9号「金融商品」と現行のIFRS 第4号「保険契約」の適用が必要とされることになりました（図表1）。これにより、保険契約を保有する企業にとっては、短期間に、金融資産の分類の変更についての検討を実施しなければならない状況になりました。このような問題点への対応のために、何らかの経過措置を設定する必要があるという見解が表明されました。その結果、IASB は審議を行い、2015年12月にIFRS 第4号の改正についての公開草案を公表しました。



対応策として提案されたのが、Temporary exemption（以下、一時的免除）および Overlay approach（以下、上書きアプローチ）の2つの方法です。一時的免除は、一定の条件を充足する適格な報告企業に対して、IFRS第9号「金融商品」の適用を一定期間延期することを認める提案です。これに対し、上書きアプローチは、特定の資産については、IFRS第9号「金融商品」とIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用し、損益計算書において、IFRS第9号「金融商品」とIAS第39号「金融商品：認識及び測定」との測定結果の差額を認識し、さらにその金額を、その他の包括利益により認識するという提案です（図表2）。

## 【図表2】

### 上書きアプローチ

#### 包括利益計算書

保険引受損益	1000
投資収入	100
投資費用	(20)
IFRS第9号適用による変動性調整	(30)
純損益	1050
IFRS第9号適用による変動性調整	30
その他の包括利益	40
包括利益合計	1120

この公開草案のコメント期間は60日と短いものでしたが、2016年2月末時点で95件のコメント・レターが提出されました。コメント・レターのほぼ半数は、欧州から提出さ

れました。さらに、審議会およびスタッフは、コメント・レターによる意見の収集に加えて、別途アウトリーチを実施し、その数は、およそ 20 関連団体等に及びました。

### 3. 公開草案に対するフィードバック

財務諸表の利用者からのコメント・レターの概要は以下のとおりです。

- ・多くの利用者は、IFRS 第 9 号からの一時的免除については支持していない。
- ・利用者は、予想信頼損失についての情報を有用であると考えている。それ故、もし、IASB が保険者の懸念に対応するために何かを行うのであれば、上書きアプローチ（つまり、IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号における要求事項により作成した情報を作成させること）を望む。
- ・利用者は、短期間における重要な会計方針の変更（IFRS 第 9 号の適用時および新しい保険契約の基準書の適用時）について懸念を持っている。
- ・利用者は、報告企業レベルより下のレベルにおける一時的免除に関する評価を支持していない。
- ・報告企業より下のレベルにおける一時的免除に関する評価は、現存する保険者の財務諸表の複雑性を増加させる一因となる。

作成者および利用者を除く、プロフェッショナル・ファームおよび規制当局など（以下「その他の関係者」）のコメントの要約は、以下のとおりです。

- ・その他の関係者は、作成者により提起された懸念に対応する IASB の意図を支持し、一時的免除および上書きアプローチの双方の導入を支持している。
- ・その他の関係者は、双方のアプローチは、任意適用とすることに同意している。
- ・一時的免除を支持する多くのその他の関係者は、報告企業レベルおよび報告企業より下のレベルの双方における評価が適切であると考えている。
- ・多くのその他の関係者は、上書きアプローチは、多くの作成者により使用されないであろうと予想している。
- ・初度適用企業は、一時的免除および上書きアプローチの双方のアプローチを使用することが許容されるべきである。
- ・関連会社からの結果が、持分法を使用する財務諸表に含まれている場合には、関係会社に関して同じ会計方針を適用することからの例外が提供されるべきである。

### 4. 検討事項

一時的免除に関する、当該提案の賛否、適用する際の適格性の評価レベルに加え、適格性の要件、適格性の評価時期、適格性の再評価、開示、および固定された有効期限についての検討が必要であることが認識されました。同様に、上書きアプローチに関して、当該提案の賛否、適格な資産、包括利益計算書における表示ならびに開示、および上書きアプローチの適用期限について検討することが認識されました。さらに、その他の検討されるべき技術的な論点として、双方のアプローチに関する固定された有効期限、IFRS の初度適用企業に関する双方のアプローチの利用可能性、関連会社に持分法が適用される場合の会計方針の統一における例外的取扱いの必要性が認識されました。

## 5. IFRS 第9号からの一時的免除および上書きアプローチの適用

審議会は、IFRS 第9号からの一時的免除および上書きアプローチの適用は、任意適用とすべきとする公開草案の提案に賛成しました。基本的には、IFRS 第9号を適用すべきであり、一時的免除および上書きアプローチはあくまで経過措置であるためです。よって、企業にとっては、IFRS 第9号の適用、一時的免除および上書きアプローチの三つの選択肢が存在することとなります。

## 6. 一時的免除

### (1) 適格な企業に関する IFRS 第9号からの一時的免除の適用に関する提案の賛否

審議、適格な企業に関して、IFRS 第9号からの一時的免除を提供する公開草案の提案が、賛成されました。IFRS 第9号および新しい保険契約の基準書は、現在の会計上の要求事項に対して重要な改善を意味しています。このような重要な変更は、移行期においていくつかの対応策を必要とされると考えられます。

上書きアプローチを適用する場合、追加的なコストが生じるとの見解があります。このコストは、新しい保険契約の基準書の適用前に IFRS 第9号を適用し、そして、新しい保険契約の基準書が適用される時点における場合 IFRS 第9号に関する決定の再考の可能性を含んでいます。さらに、追加的なコストは、上書きアプローチを適用する場合、IFRS 第9号と IAS 第39号に関するシステムの並行稼働のために必要とされる負担についても含んでいます。

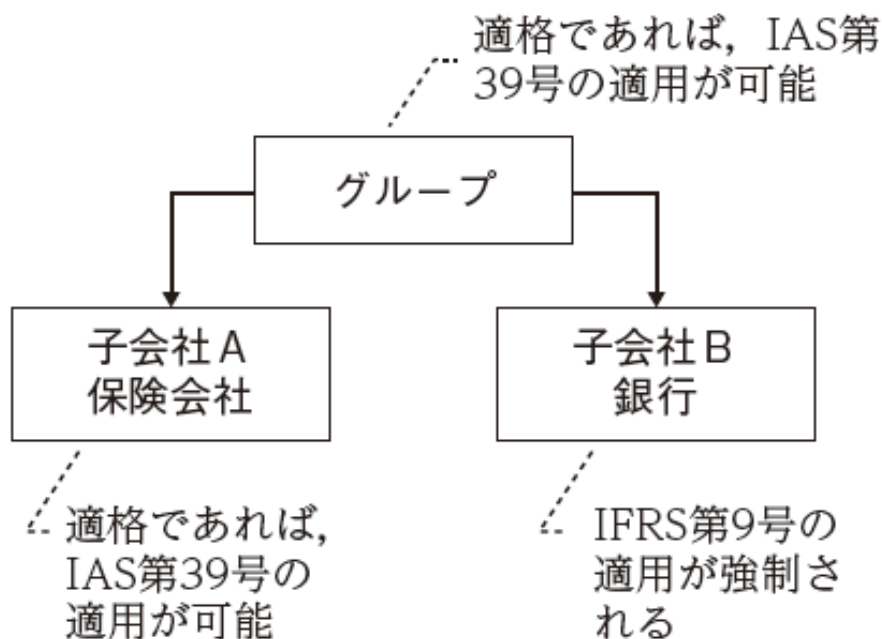
審議において、資産と負債の測定におけるミスマッチについての作成者の懸念について言及されました。純損益における一時的な変動性は、提起されたその他の懸念事項よりも重要であるとの見解もありました。それ故、この見解によれば、一時的免除以外の解決策は必要とされないと理解できます。

### (2) 一時的免除に関する適格性の評価レベル

審議会は、一時的免除に関する適格性の評価レベルは、報告企業レベルだけで決定されるべきであるとする公開草案の提案に賛成しました。この評価は、報告企業のすべての活動を考慮します。報告企業は、IAS 第 39 号もしくは IFRS 第 9 号のいずれか一方を、財務諸表におけるすべての金融商品に対して適用します。報告企業レベルにおける適格性の評価を支持する審議会のメンバーからは、現存の会計（つまり、一時的免除が適用された場合における IAS 第 39 号）もしくは新しい会計（つまり、IFRS 第 9 号）のいずれか一方が使用されれば、会計は、より理解可能でありかつ複雑性も低くなるとの意見が表明されました。逆に、一時的免除が報告企業より下位のレベルで適用された場合、会計における複雑性が増加するとの懸念が表明されました。

また、規制との関係で考えれば、バンクアシュアランスの営業を行っているグループが、一時的免除を適用することを決定し、IAS 第 39 号に基づく報告を行う場合においても、バンクアシュアランス・グループにおける銀行は、監督規制の要求事項に基づき、IFRS 第 9 号の情報を作成することになる可能性が高いとの懸念が表明されました。監督規制の要求事項に基づき、IFRS 第 9 号の情報を作成することが、銀行セグメントに関するバンクアシュアランスの営業を行っているグループの情報管理であるならば、この情報は、現在の開示の要求事項において、セグメント情報の開示の一部として開示される可能性があるという意見があります（図表 3）。

【図表 3】 報告企業レベルにおける適格性の評価

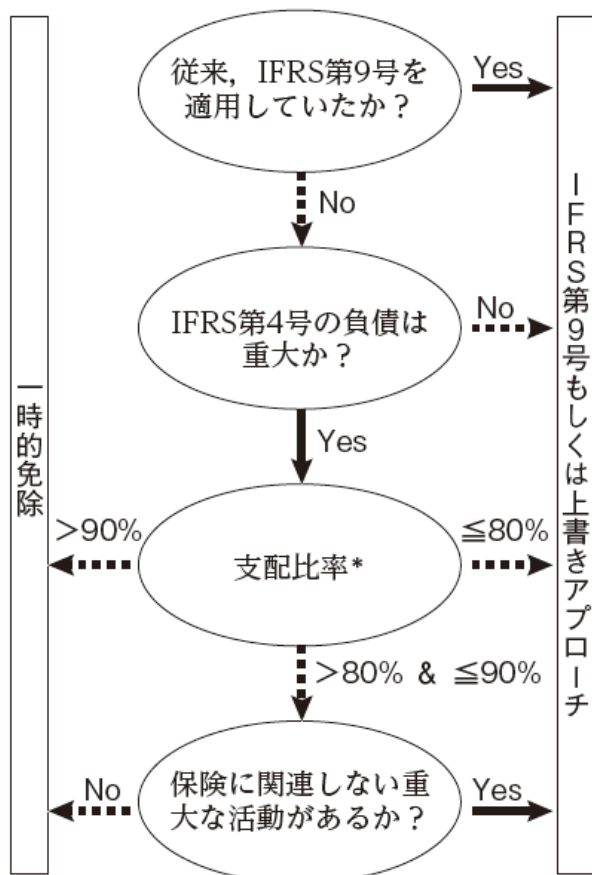


### (3) 一時的免除における適格性の要件

審議会は、公開草案における提案を修正し、保険活動に関連する負債の帳簿価額に、その他の「関係のある負債」を加え、これを報告企業の負債の金額の帳簿価額で除して算定する「支配比率」に基づく算式を導入する提案に賛成しました。保険活動とは、IFRS第4号の範囲内の契約の発行および公正価値で測定し損益において認識される投資契約の発行を意味します。その他の「関係のある負債」は、借入金、税金、保険負債をヘッジするために使用されるデリバティブおよび保険活動を維持するために必要とされる活動を含む負債である可能性があります。

支配比率が90%を超える企業は、一時的免除の資格を有します。比率が、90%を下回るが、80%以上の場合には、企業は、保険に関連しない重要な活動がないことについての証拠を提供することを必要とします（図表4）。

【図表4】適格性の要件：支配比率の適用



\*支配比率 = 
$$\frac{\text{保険活動に関連する負債**} + \text{その他の関係する負債***}}{\text{総負債}}$$

\*\*保険活動に関連する負債 = IFRS第4号 + FVPLで測定される投資契約

\*\*\*その他の関係する負債 = 保険活動のみを実施した場合でさえ発生するその他の負債

審議会では、IFRSにおける固定の比率の使用は一般的ではないが、一時的な解決策として、受け入れ可能であるとの意見がありました。一般的な原則からの例外を提供する場合、固定の比率が存在するとの意見も述べられ、固定の比率の使用は合意されました。

市場の変動があった場合、企業は、支配比率を計算するために3年間の平均値を使用することも提案されました。しかし、一定の状況下において90%以下80%超の支配比率を受け入れていることは、90%超の比率を要求していることと比較して、保険者に対して譲歩しているとの批判がありました。さらなる混乱を避けるため、3年間の平均によるテストに関する選択肢は提供されないことが合意されました。

#### (4) 適格性の評価時期

審議会は、支配比率が、2015年4月1日から2016年3月31日における企業の年次報告の時点で評価されることに賛成しました。この決定により、一時的免除の資格がないと判断された企業に対してIFRS第9号を適用するために十分な準備の時間を与えることが可能となります。

#### (5) 適格性の再評価

支配的活動における変化が生じる可能性のある企業構造に、証明可能な変更が存在する場合には、審議会は、一時的免除の適格性の強制的な再評価が要求されることに賛成しました。支配的比率は、変化が生じた報告期間の末日の時点で計算することが想定されます。その結果、企業が、もはや一時的免除に関して適格ではなくなった場合、変化が生じた年度の翌々事業年度、もしくは一時的免除の有効期限の翌年度のいずれか早い事業年度において、IFRS第9号が適用されることが合意されました。

例えば、証明可能な変化が2018年において生じた場合、支配的な比率は2018年12月31日時点で計算され、その結果、免除に関してもはや適格でない場合、IFRS第9号は、2020年1月1日より開始する事業年度より適用されます。企業が、もはや一時的免除に関して適格でない場合、その事実、適格でなくなった理由および原因となった組織構造の変化が起きた時期についての説明が必要となります。

仮に、企業が、適格性の評価期間における年次報告日時点において適格性を満たさないが、IFRS第9号の発効日（2018年1月1日）以前に、企業構造における論証可能な変更があった場合の取り扱いが議論されました。審議会は、一時的免除に関する適格性の再評価を許容することに賛成しました。変更が生じた場合、支配的比率は、報告期間末において計算されます。このような再評価を実施した場合、企業が、一時的な適用免除に関する、再評価を実施した理由、支配的活動の変化の説明および企業構造の変化が生じた時期についての説明が必要となります。

## (6) 開示

審議会は、一時的免除の適用に関して、以下の項目について開示を行うことに賛成しました。

- ・一時的免除を適用する事実並びにどのように適格性の結論に至ったかについての理由
- ・IFRS 第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額が、負債合計の90%超でない場合には、IFRS 第4号の範囲の負債以外で、支配比率の算定式の分子に含まれた負債、および
- ・支配比率が、90%以下80%超の場合、どのように、企業の支配的な活動が保険に関連しており、保険に関連しない活動が重要ではないとの結論に至ったかについての理由

審議会は、公開草案において提案された、一時的免除が適用された場合の開示に加えて、スタッフにより提案された以下の項目について開示を行うことについて、賛成しました。

- ・十分に詳細なレベルにおける金融資産の性質と特徴に関する情報についての説明
- ・元本および金利のみではない契約上のキャッシュ・フローを伴う金融資産の公正価値
- ・信用リスクが低くなく、かつ元本および金利のみを回収する条件を充足する金融資産について、IAS 第39号に準拠して測定された減損控除前の償却原価およびその公正価値、および、
- ・一般に利用可能な、子会社の財務諸表におけるIFRS 第9号による情報への参照

利用者は、予想信用損失に関する定量的情報の開示について要求しました。しかし、この情報は、一時的免除を適用する作成者にとって過度に負担を伴うと考えられます。よって、元本および金利のみを回収する条件を充足する金融資産のうち信用リスクが低いものについてのみ特定の開示を求めることとなりました。IFRS 第9号の下での将来の予想信用損失の測定を前提とした情報は、金融資産の公正価値に潜在的に反映されていると考え、公正価値の開示についても要求することが決定されました。

## (7) 固定された有効期限

審議会は、適格な企業に関して、IFRS 第9号からの一時的免除に固定された有効期限を設ける公開草案の提案に賛成しました。つまり、IFRS 第9号からの一時的免除は、新しい保険契約の基準書の最終化における進捗にかかわらず、固定された有効期限までの短期間においてのみ利用可能となります。

## 7. 上書きアプローチ



### (1) 上書きアプローチの適用に関する提案の賛否

審議会は、公開草案において提案された上書きアプローチに賛成しました。しかし、二つのアプローチおよび上書きアプローチにおける適用可能な選択肢の提供は、保険者が財務諸表を作成する方法の多様性を助長し、その結果、比較可能性の低下をもたらすと懸念も表明されました。この見解の主張者は、一時的免除に加えて上書きアプローチを適用することを支持しないとの意見を表明しました。

### (2) 適用する資産の適格性

審議会は、規制、信用格付け、および内部資本管理の目的で保有する、資本の裏付けとなる資産を、上書きアプローチにおける適格な資産として含むことを明確化することに賛成しました。

### (3) 包括利益計算における表示ならびに開示

審議会は、純損益およびその他の包括利益の双方において、の上書き調整の表示方法を検討しました。表示方法については複数の方法が検討されていましたが、最終的には、純損益並びにその他の包括利益の双方において、上書き調整を独立した財務諸表項目として表示することが決定されました。さらに、注記において、個々の財務諸表項目に対する上書き調整の影響について、開示を要求することとしました。

### (4) 上書きアプローチの有効期限

審議会は、上書きアプローチに関する満了日を設定しないことに賛成しました。これにより、新しい保険契約の基準書の適用が無期限に延期された場合にも、保険者は、同様に、無期限で上書きアプローチを使用することが可能であると考えられます。他には、この取り扱いは、保険会社が相対的に低いコストで、IFRS 第9号の適用から生じる会計上のミスマッチを最小化することを可能にする合理的な妥協策のようであるとの見解もあります。

## 8. その他の論点

### (1) IFRS の初度適用者による一時的免除および上書きアプローチの適用

審議会は、IFRS の初度適用者による一時的免除および上書きアプローチの適用を許容することに賛成しました。ただし、一時的免除に関する支配的比率の計算において、企業は、適切な IFRS 基準書を適用した負債の帳簿価額を使用することが求められます。

### (2) 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資者における例外的取扱い

IFRSは、同一の財務諸表において異なる会計方針の使用を禁じています。この取り扱いは子会社および関連会社に適用されます。一時的免除に関連して、審議会は、関連会社およびジョイント・ベンチャーの投資家が、持分法を使用する際の例外的取扱いについて賛成しました。この決定により、投資者は、例外的取扱いを個別の投資先ごとに適用することが可能となります。しかし、投資者と被投資者が異なる会計方針を適用する場合には、追加的な開示を行う必要があると考えられます。

## 9. 基準書の改正

上記決定を反映した、基準書の改正は、2016年9月に公表される予定です。

## 10. 日本における影響

検討された、日本の企業における二つの対応策に関する適用の可能性についての検討は、以下のとおりです。まず、保険リスクの引き受けを本業としている保険グループは、現時点では、IFRSを適用していません。これは、保険契約に関する最終的な基準書測定が確定していないことを根拠としているようです。よって、日本の企業は、一時的免除を適用しないことが予想されます。

次に、現時点で、IFRSを適用している企業グループを前提とした検討を行うと、保険リスクの引き受けが、支配的活動となる企業グループは、おそらく存在しないであろうと考えます。よって、これらの企業グループは、上書きアプローチを適用するか、もしくは、IFRS第9号を適用することが予想されます。